

栃木県NPO活動基盤サポート資金融資制度

栃木県ではNPO法人を対象にした融資制度を実施しています。

この融資制度は、NPO法人が安定して活動を行える組織及び活動基盤づくりを支援することにより、一層住みやすい地域社会づくりを目指すものです。



☆ 融資内容

運 転 資 金

最高 300 万円

最長 5 年 まで

金利 1.7 %

事 業 拡 大 資 金

最高 2,000 万円

最長 7 年 まで

金利 1.9 %

☆ 返済方法

- ◇ 手形貸付：期日一括返済
- ◇ 証書貸付：元金均等分割返済



☆ 担保・保証人・信用保証等

取扱金融機関との相談の上、決定します。
栃木県信用保証協会による信用保証を利用することも可能です。

☆ 取扱金融機関

足利銀行、栃木銀行、栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、烏山信用金庫、大田原信用金庫、足利小山信用金庫、佐野信用金庫、真岡信用組合、那須信用組合、山形銀行、福島銀行、群馬銀行、東和銀行、筑波銀行、白河信用金庫



広げよう！ 社会貢献活動の輪！

※詳細は裏面に！！

次のことをご確認の上、制度を活用してください。

1 申込みが可能な団体

特定非営利活動促進法（以下、法という。）に基づく特定非営利活動法人（NPO法人）で、次の条件を全て満たしていることが必要です。

- ① 栃木県内に主たる事務所を有すること
- ② 法人成立後、1年を経過していること。
- ③ 事業の計画を確実に実施することが認められること。
- ④ 融資を受けようとする事業が宗教活動、政治上の活動等に属さないこと。
- ⑤ 融資を受けようとする事業が特定非営利活動に係る事業に支障がないこと。
- ⑥ 所轄庁（栃木県又は権限移譲をしている市町）への書類の提出を怠っていないこと。
- ⑦ 法第42条に基づく改善命令を受けていないこと。
- ⑧ 県税を滞納していないこと。
- ⑨ 法人の活動が公序良俗に反しないこと。
- ⑩ 銀行取引停止処分を受けていないこと。

2 資金の使い途

制度対象となる資金の使い途は次のとおりです。

- ① 運転資金
事業活動を推進する上で必要な運転資金のうち、支出使途が明確に把握できるものが対象となります。
既に支出した資金の補てんや借入金の返済資金は対象になりません。
- ② 事業拡大資金
事業活動を推進する上で必要な事業拡大のための資金のうち、会計処理上必ず資産として計上するもので、かつ県内で使用する設備、備品等の取得に要するものが対象となります。
既に、工事に着手したのもや取得済みのものは対象になりません。

3 申込み方法

取扱金融機関の本・支店の窓口で随時受け付けます。

※申込みには、県の証明を受けた融資申請書及び事業計画書等が必要ですので、事前に県担当までご相談いただくことをおすすめします。

なお、当年度における融資実績が県の予算額に達した場合は、受け付けることができませんので、その場合はご了承ください。

4 その他

審査の結果、返済計画の実行性が十分でないと判断された場合には、融資をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

詳しくはこちらまで

栃木県 県民生活部 県民文化課 県民協働推進室

TEL 028-623-3422 FAX 028-623-2121

E-mail kyodo@pref.tochigi.lg.jp

URL <http://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/life/npo/npo/youushi.html>

（検索する場合は「栃木県NPO融資」と入力してください）

(H28.1)